

平成 28 年度税制改正のポイント

- ・ 法人税 ・ 地方法人税
- ・ 法人住民税 ・ 法人事業税
- ・ 地方法人特別税 ・ 固定資産税
- ・ 消費税

I. 法人税

1. 法人税の税率の引下げ

法人税の税率が、次のように段階的に引き下げられました。

	改正前	改正後	
	平成27年度	平成28年度～	平成30年度～
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%

(参考)

国・地方の 法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%
-----------------	--------	--------	--------

※平成27年度とは、平成27年4月1日以後に開始する事業年度をいう。

2. 減価償却制度の見直し

次の資産の償却の方法について、定率法を廃止し、次のとおりとなりました。

資産の区分	償却方法
建物附属設備及び構築物（鉱業用を除く）	定額法
鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備、及び構築物に限る。）	定額法 又は 生産高比例法

◎適用時期

平成28年4月1日以後に取得するものから適用されます。

3. 交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長

交際費等の損金不算入制度の適用期限が、2年延長されました。

内 容	改正前	改正後
・接待飲食費の額の50% 相当額の損金算入 ・中小法人の定額控除 限度額までの額の損金算入	平成26年4月1日から 平成28年3月31日までの 間に開始する事業年度	平成26年4月1日から 平成30年3月31日までの 間に開始する事業年度

4. 欠損金の繰越控除制度等の見直し

欠損金の繰越控除制度等について、次のように改正されました。

◎控除限度額（中小法人等以外の法人）

改正前		改正後	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	100 分の 65	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	100 分の 65
		平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	100 分の 60
平成 29 年 4 月 1 日～	100 分の 50	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	100 分の 55
		平成 30 年 4 月 1 日～	100 分の 50

◎欠損金の繰越期間延長の適用時期

現行の 9 年を 10 年に延長する適用時期が、改正されました。

改正前	改正後
平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する 事業年度の欠損金額から適用	平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する 事業年度の欠損金額から適用

◎帳簿書類の保存期間延長の適用時期

現行の 9 年を 10 年に延長する適用時期が、改正されました。

改正前	改正後
平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する 事業年度の欠損金額から適用	平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する 事業年度の欠損金額から適用

5. 欠損金額にかかる更正の期間等

法人税の欠損金額にかかる更正の期間制限及び更正の請求期間について、
現行の 9 年から 10 年に延長する適用時期が、改正されました。

改正前	改正後
平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する 事業年度の欠損金額から適用	平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する 事業年度の欠損金額から適用

6. 欠損金の繰戻し還付制度の不適用措置の適用期限の延長

中小法人等以外の法人に対する欠損金の繰戻し還付制度の不適用措置の適用期限が、2年延長されました。

改正前	改正後
平成4年4月1日から 平成28年3月31日までの間に 終了する各事業年度	平成4年4月1日から 平成30年3月31日までの間に 終了する各事業年度

7. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

◎適用期限の延長

改正前	改正後
平成18年4月1日から 平成28年3月31日までの間の 取得等	平成18年4月1日から 平成30年3月31日までの間の 取得等

◎対象法人の見直し

対象法人の範囲	改正前	改正後
・中小企業者		常時使用する従業員数が、 1,000人を超える法人を 除く。

・平成28年4月1日以後に取得等するものから適用されます。

8. 役員給与の取扱いの見直し

法人の支給する役員給与について、次の点が改正されました。

◎株式報酬◎

改正前	改正後
	<ul style="list-style-type: none"> ・「事前確定届出給与」とする。 ・事前確定の届出を不要とする。

◎ 役員から受ける将来の役務の提供の対価として交付する

一定の譲渡制限付株式による給与

・適用時期は、平成28年4月1日以後に交付の決議がされる
譲渡制限付株式について適用されます。

◎利益連動給与の算定指標の範囲

改正前	改正後
	・ROEやROAなどの一定の指標が含まれる。

9. 指定寄附金等の範囲の追加

寄附金の損金不算入額を計算する場合の「指定寄附金等」の範囲が、追加されました。

改正前	改正後
	・小学校及び中学校を設置する学校法人に対する寄附金
	・義務教育学校を設置する学校法人に対する寄附金

10. 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の廃止

この制度は、適用期限をもって廃止されます。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に「特定生産性向上設備等」を取得等して、国内の事業の用に供した場合には、特別償却又は税額控除ができます。 平成26年1月20日から平成28年3月31日までの間に「特定生産性向上設備等」を取得等して、国内の事業の用に供した場合には、取得価額の全額を償却（即時償却）又は税額控除率の上乗せ措置ができます。 	適用期限を延長しない

11. 雇用促進税制の見直し

雇用促進税制について、次の点が改正されました。

◎適用期限の延長

改正前	改正後
平成23年 4月 1日から 平成28年 3月31日までの間に 開始する各事業年度	平成23年 4月 1日から 平成30年 3月31日までの間に 開始する各事業年度

◎対象事業所

改正前	改正後
全事業所	「同意雇用開発促進地域」◎の事業所

◎都道府県が策定した地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得た地域をいいます。

◎税額控除限度額

改正前	改正後
増加雇用者数 × 40万円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 対象事業所の増加雇用者数 (無期、かつ、フルタイムに限る。全事業所の増加雇用者数が上限となる。) </div> × 40万円
法人税額 × 10% (中小企業者等20%) が限度	

◎所得拡大促進税制との併用

改正前	改正後				
・不可	・可 (調整措置)				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">当該事業年度の給与増加額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">①雇用促進税制の対象となる「増加雇用の給与額」◎</td> <td style="width: 50%;">② ①の給与額を控除した後の給与増加額 →所得拡大促進税制の対象 (10%税額控除)</td> </tr> </tbody> </table>	当該事業年度の給与増加額		①雇用促進税制の対象となる「増加雇用の給与額」◎	② ①の給与額を控除した後の給与増加額 →所得拡大促進税制の対象 (10%税額控除)
当該事業年度の給与増加額					
①雇用促進税制の対象となる「増加雇用の給与額」◎	② ①の給与額を控除した後の給与増加額 →所得拡大促進税制の対象 (10%税額控除)				
	◎				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">増加雇用者数</td> <td style="width: 80%;"> $\times \left(\frac{\text{当期給与支給額}}{\text{当期末雇用者数}} \times 30\% \right)$ </td> </tr> </table>	増加雇用者数	$\times \left(\frac{\text{当期給与支給額}}{\text{当期末雇用者数}} \times 30\% \right)$		
増加雇用者数	$\times \left(\frac{\text{当期給与支給額}}{\text{当期末雇用者数}} \times 30\% \right)$				

- 1 2. 雇用促進税制の特例（地域拠点強化税制）の拡充
 地域拠点強化税制について、次の点が改正されました。

◎所得拡大促進税制との併用

改 正 前	改 正 後	
・不 可	・可 （調整措置）	
	当該事業年度の給与増加額	
	①地域拠点強化税制の 対象となる「増加雇用の 給与額」◎	② ①の給与額を控除した 後の給与増加額 →所得拡大促進税制の 対象 (10%税額控除)
	◎ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 増加 雇用 者数 </div> $\times \left(\frac{\text{当期給与支給額}}{\text{当期末雇用者数}} \times 30\% \right)$	

- 1 3. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設
 次のような「企業版ふるさと納税」の制度が、創設されました。

区 分	内 容
対象法人	・青色申告法人
適用年度	・地域再生法の改正法の施行の日から 平成 32 年 3 月 31 日までの間に ・「一定の寄附」をした場合
一定の寄附	<改正地域再生法に規定> ・対象団体 地域版総合戦略を策定する都道府県・市町村 （三大都市圏にある交付税不交付団体及び 主たる事務所の立地団体を除く。） ・対象事業 地方創生を推進する上で効果の高い事業

措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の損金算入措置に加えて、次の税額から控除する。 ① 法人事業税：寄附金額 × 10% 〔税額×20%（平成29年度以降15%）限度〕 ② 法人住民税：寄附金額 × 20% 〔税額×20%限度〕 ③ 法人税：次のいずれか少ない金額 <ul style="list-style-type: none"> ① ②で控除しきれなかった金額 ② 寄附金額 × 10% 〔税額×5%限度〕
-------	--

1.4. 環境関連投資促進税制の見直し

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の点が改正されました。

◎適用期限の延長

改 正 前	改 正 後
平成23年 6月30日から 平成28年 3月31日までの間	平成23年 6月30日から 平成30年 3月31日までの間

◎即時償却の廃止

改 正 前	改 正 後
平成24年7月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得した風力発電設備の即時償却	期限延長なし

◎対象資産の除外

改 正 前	改 正 後
・ 太陽光発電設備	・ 太陽光発電設備（電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備以外のもの）

・ 適用時期

平成28年4月1日以後に取得等するものから適用されます。

◎税額控除の対象資産の除外

改正前	改正後
・ 車輜運搬具 { 特別償却 か 税額控除	・ 車輜運搬具 特別償却のみ

・適用時期

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得するものから適用されます。

15. サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度の見直し

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度について、次の点が改正されました。

◎適用期限の延長

改正前	改正後
平成13年 8月 5日から 平成28年 3月31日までの間	平成13年 8月 5日から 平成29年 3月31日までの間

◎割増償却率の引下げ

対象資産	改正前	改正後
① 耐用年数 35 年以上の建物	20%	14%
② ①以外の建物及び 建物附属設備	14%	10%

・適用時期

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得等するものから適用されます。

II. 地方法人税

1. 地方法人税の税率の引き上げ

地方法人税の税率が、次のように改正されました。

改正前	改正後
4.4%	10.3%

・適用時期

平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

Ⅲ. 法人住民税

1. 法人住民税法人税割の税率の引下げ

法人住民税法人税割の税率が次のように改正されました。

	改正前		改正後	
	(A)	(B)	(A)	(B)
・道府県民税	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%
・市町村民税	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%

(A) 標準税率 (B) 制限税率

・適用時期

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

Ⅳ. 法人事業税

1. 法人事業税の税率の引上げ

資本金 1 億円超の普通法人の法人事業税の標準税率が、次のように改正されました。

		改正前	改正後
付加価値割		0.72%	1.2%
資本割		0.3%	0.5%
所得割	年 400 万円以下の所得	3.1%	1.9%
		(1.6%)	(0.3%)
	年 400 万円超 800 万円以下の所得	4.6%	2.7%
		(2.3%)	(0.5%)
年 800 万円超の所得	6.0%	3.6%	
	(3.1%)	(0.7%)	

(注 1) 所得割の税率下段の () 内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率であり、その税率の制限税率が標準税率の 2 倍 (現行 : 1.2 倍) に引き上げられます。

(注2) 3つ以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割にかかる税率については、軽減税率の適用がありません。

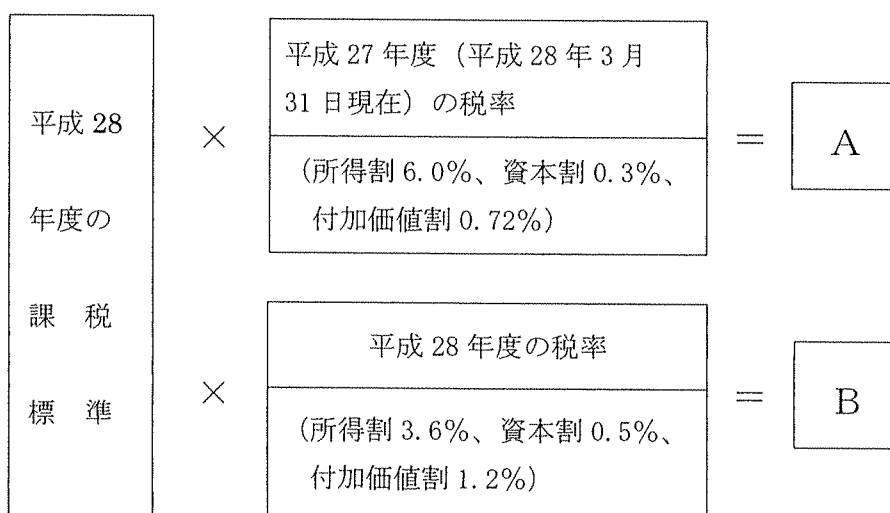
・適用時期

平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

2. 法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置

資本金1億円超の普通法人のうち、次の事業年度にかかる付加価値額が40億円未満の法人については、次の金額が軽減されます。

- ① 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度（平成28年度）



① 負担増となる額 $C = B - A$

② 付加価値額が30億円以下の法人の軽減額

$$C \times \frac{3}{4} = \text{軽減額}$$

③ 付加価値額が30億円超40億円未満の法人の軽減額

$$C \times \frac{3}{4} \times \left(\frac{40 \text{ 億円} - \text{付加価値額}}{10 \text{ 億円}} \right) = \text{軽減額}$$

- ② 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する
事業年度（平成 29 年度）

平成 29 年度の 課税 標準	×	平成 27 年度（平成 28 年 3 月 31 日現在）の税率 (所得割 6.0%、資本割 0.3%、 付加価値割 0.72%)	=	A
	×	平成 29 年度の税率 (所得割 3.6%、資本割 0.5%、 付加価値割 1.2%)	=	B

① 負担増となる額 $C = B - A$

- ② 付加価値額が 30 億円以下の法人の軽減額

$$C \times \frac{1}{2} = \text{軽減額}$$

- ③ 付加価値額が 30 億円超 40 億円未満の法人の軽減額

$$C \times \frac{1}{2} \times \left(\frac{40 \text{ 億円} - \text{付加価値額}}{10 \text{ 億円}} \right) = \text{軽減額}$$

- ③ 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する
事業年度（平成 30 年度）

平成 30 年度の 課税 標準	×	平成 27 年度（平成 28 年 3 月 31 日現在）の税率 (所得割 6.0%、資本割 0.3%、 付加価値割 0.72%)	=	A
		平成 30 年度の税率 (所得割 3.6%、資本割 0.5%、 付加価値割 1.2%)		

① 負担増となる額 $C = B - A$

- ② 付加価値額が 30 億円以下の法人の軽減額

$$C \times \frac{1}{4} = \text{軽減額}$$

- ③ 付加価値額が 30 億円超 40 億円未満の法人の軽減額

$$C \times \frac{1}{4} \times \left(\frac{40 \text{ 億円} - \text{付加価値額}}{10 \text{ 億円}} \right) = \text{軽減額}$$

V. 地方法人特別税

1. 地方法人特別税の税率の引上げ

資本金 1 億円超の普通法人の地方法人特別税の所得割に対する税率が、
次のように改正されました。

改正前	改正後
93.5%	414.2%

・適用時期

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

2. 地方法人特別税の廃止

平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税は、廃止されます。

その分は、法人事業税に還元されます。

VI. 固定資産税

1. 中小企業者等の機械装置にかかる固定資産税の特例措置

次のような固定資産税（償却資産税）の特例措置が、創設されました。

区 分	内 容
対象法人	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業者等 (注)「中小企業者等」とは、次の法人又は個人をいう。<ul style="list-style-type: none">① 資本金が 1 億円以下の法人② 資本金を有しない法人の場合、 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人③ 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人
適用要件	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業の生産性向上に関する法律の施行の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間において・ 認定生産性向上計画に記載された生産性向上設備のうち・ 「一定の機械装置」を取得した場合
一定の機械装置	<ul style="list-style-type: none">・ 「一定の機械装置」とは、次の①から③までのいずれにも該当するものをいう。<ul style="list-style-type: none">① 販売開始から 10 年以内のもの② 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均 1% 以上向上するもの③ 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの
措置の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 課税標準を最初の 3 年間価格の 2 分の 1 とする。

VII. 消費税

1. 消費税の軽減税率制度の導入

① つぎの課税資産の譲渡等について、軽減税率制度が導入されます。

㊦ 酒類及び外食を除く飲食料品の譲渡

・ 飲食料品の譲渡

(食品衛生法上の飲食店営業、喫茶店営業、その他の食事の提供を行う事業を営む事業者が、一定の飲食設備のある場所等において行う食事の提供を除く。)

㊧ 定期購読契約による新聞の譲渡

・ 定期購読契約が締結された新聞の譲渡

(一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞に限る。)

② 消費税の税率

・ 標準税率	10% (国税 7.8%、地方税 2.2%)
・ 軽減税率	8% (国税 6.24%、地方税 1.76%)

③ 適用時期

平成 29 年 4 月 1 日以後の譲渡等から適用されます。

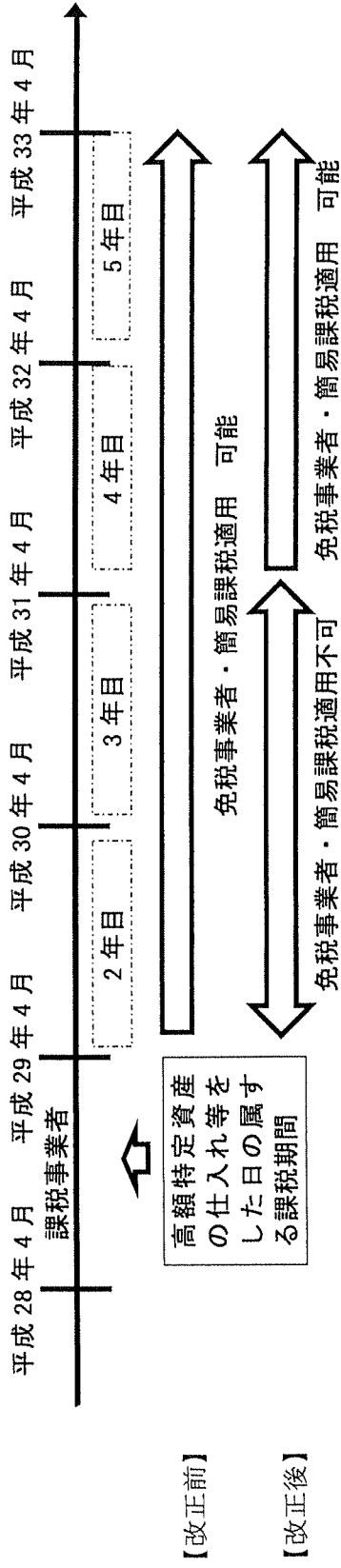
2. 軽減税率導入後の経過措置

	請求書保存方式 (現行)	区分記載請求書等方式 (平成29年4月1日以降)	適格請求書等保存方式 (平成33年4月1日以降)
請求書等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者登録制度なし 売り手 <ul style="list-style-type: none"> 請求書等の交付義務なし、不正交付の罰則なし 免税事業者も交付可 		<ul style="list-style-type: none"> 事業者登録制度あり 売り手 <ul style="list-style-type: none"> 適格請求書の交付義務あり(免除特例あり) 免税事業者・未登録事業者は交付不可 不正交付の罰則あり
	<ul style="list-style-type: none"> 買い手 <ul style="list-style-type: none"> 請求書等の保存義務あり 		<ul style="list-style-type: none"> 買い手 <ul style="list-style-type: none"> 適格請求書等の保存義務あり
	<ul style="list-style-type: none"> 請求書の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ①請求書発行者の氏名または名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④取引の額 ⑤請求書受領者の氏名または名称 	<ul style="list-style-type: none"> 区分記載請求書等の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ①～⑤ 同左 ⑥軽減税率の対象品目である旨(※印を付すなど) ⑦税率ごとに合計した対価の額(交付を受けた事業者による追記も可) 	<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ①～⑦ 同左 ⑧登録番号 ⑨適用税率 ⑩消費税額等
	<ul style="list-style-type: none"> 小売業者等 <ul style="list-style-type: none"> 発行する請求書、区分記載請求書は、受領者の名称記載不要 		<ul style="list-style-type: none"> 小売業者等 <ul style="list-style-type: none"> 適格簡易請求書の発行(消費税額等または適用税率のいずれか記載、受領者の名称記載不要)
帳等	<ul style="list-style-type: none"> 買い手 <ul style="list-style-type: none"> 帳簿の保存義務あり 	<ul style="list-style-type: none"> 買い手 <ul style="list-style-type: none"> 帳簿の保存義務あり 軽減税率対象品目である旨を記載 	
税額計算	<ul style="list-style-type: none"> 免税事業者からの課税仕入れも控除可 		<ul style="list-style-type: none"> 免税事業者等からの課税仕入れは控除不可 経過措置 <ul style="list-style-type: none"> 当初3年間-80%を控除可 その後3年間-50%を控除可
	<ul style="list-style-type: none"> 取引総額からの「割戻し計算」 	<ul style="list-style-type: none"> 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 	<ul style="list-style-type: none"> 売上の税額計算は選択 <ul style="list-style-type: none"> ①適格請求書等の「積上げ計算」 ②税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」
			<ul style="list-style-type: none"> 仕入の税額計算は、 <ul style="list-style-type: none"> ① 適格請求書等の「積上げ計算」 ② 売上の税額が②であれば、「割戻し計算」可
		<ul style="list-style-type: none"> <特例> <ul style="list-style-type: none"> 売上のみなし計算-4年間(中小事業者以外1年間) 仕入のみなし計算-1年間 簡易課税制度事後選択-1年間 	

3. 高額特定資産を取得した場合の仕入税額控除の特例措置

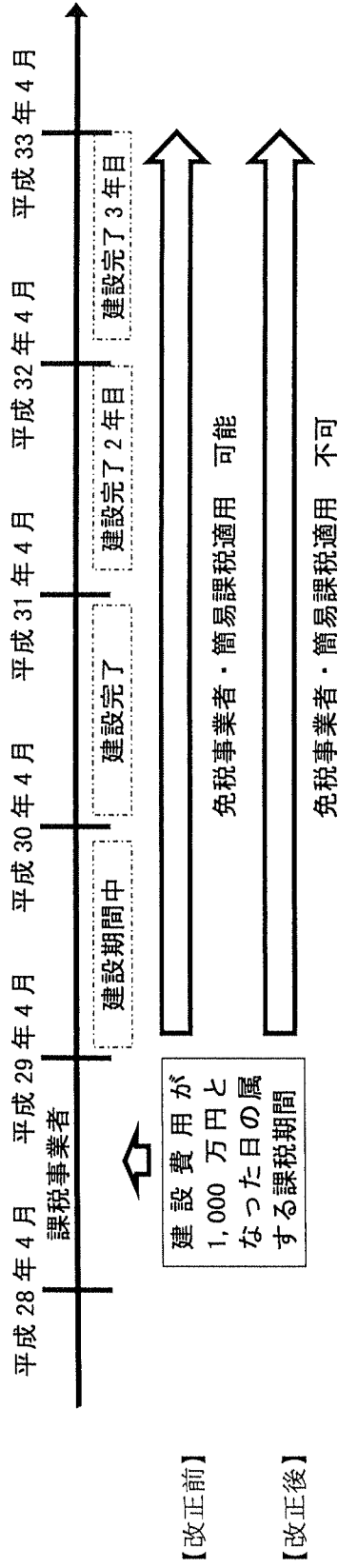
- ① 高額特定資産を取得した場合には、3年間、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用ができないことになります。

(イ) 事業者（免税事業者を除く）が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産の仕入れ等を行った場合



※高額特定資産とは、一取引単位につき、支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

(ロ) 自ら資産を建設等した場合



② 適用時期

- ・平成 28 年 4 月 1 日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合に適用されます。
- ・ただし、平成 27 年 12 月 31 日までに締結した契約に基づき平成 28 年 4 月 1 日以後に仕入れ等を行ったものは、除かれます。